

■紋別市文化会館 料金表

使用・料金区分		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日	定 員	面積 (㎡)
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時			
ホ ー ル	平 日	基本使用料	4,100	5,400	6,800	13,600	246 名	356.20
		暖 房 料	3,280	4,320	5,440	10,880		
	土・日 祝 日	基本使用料	5,300	7,000	8,800	17,700		
		暖 房 料	4,240	5,600	7,040	14,160		
楽 屋	基本使用料	1,100	1,300	1,500	2,900	10 名	19.43	
	暖 房 料	880	1,040	1,200	2,320			
会 議 室	基本使用料	1,500	1,800	2,400	4,700	24 名	77.70	
	暖 房 料	1,200	1,440	1,920	3,760			
特 別 会 議 室	基本使用料	3,900	4,600	6,200	11,900	32 名	191.18	
	暖 房 料	3,120	3,680	4,960	9,520			

※ホールを利用する場合は、別途附属施設及び備付物品使用料がかかります。

1 使用時間について

使用時間には、会場の準備から後始末などに要する時間を含んでいます。

なお、午前と午後、午後と夜間をとおして使用する場合は、それぞれの使用料の合算した額とします。

2 割増使用料について

入場料又はこれに類するものを徴収し、公演等を行う場合で、次の各号に該当する場合の使用料は、公演等を行う時間帯の基本使用料に次の割合で乗じた額（割増使用料）を加えた額とします。なお、入場料等が複数定められている場合は、その最高額を基準として割増使用料を算定します。

- (1) 入場料 501円～1,000円まで 基本使用料の 100%
- (2) 入場料 1,001円～2,000円まで 基本使用料の 150%
- (3) 入場料 2,001円以上 基本使用料の 200%

3 暖房料（基本使用料の80%）について

冬期間（11月1日から翌年4月30日まで）は、暖房料がかかります。また、これ以外の時期でも暖房を使用する場合は、暖房料がかかりますので、あらかじめご相談ください。（金額は上表をご参照ください。）

4 時間超過について

時間区分を超えて使用するときは、超過1時間（1時間未満は1時間とする）について、許可を受けた時間区分の次の区分の使用料（22時以降にわたるときは、夜間の使用料）の30%を割増（超過）料としていただきます。（附属施設及び備付物品使用料、暖房料も同様です。）

5 練習等の使用料

ホールでの練習及び準備等のため舞台のみを使用するときは、基本使用料（附属施設及び備付物品使用料を含む）の30%の料金で使用することができます。

6 その他

楽屋は、ホール使用に関連する場合に限り使用することができます。